

## 5. 専門学校教務規程

平成29年 3月31日 制定

令和 2年 3月 9日 改正

令和 4年10月11日 改正

### 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人静岡理工科大学が設置する専門学校（以下「本校」という）の学則に基づき、成績、出欠席、進級、卒業条件等の細則を定めることを目的とする。ただし、浜松未来総合専門学校は除く。

### 学 期

(学 期)

第2条 年間を前期・後期の2学期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

2 授業科目は、前期又は後期のみで終了する半期科目及び1年間にわたる通年科目とする。

### 出欠席

(日 課)

第3条 原則として1時限の授業時間は、90分とする。

2 一日の日課は、次の通りとする。

|       |                   |
|-------|-------------------|
| S H R | 9 : 20 ~ 9 : 30   |
| 1時限目  | 9 : 30 ~ 11 : 00  |
| 2時限目  | 11 : 10 ~ 12 : 40 |
| 3時限目  | 13 : 30 ~ 15 : 00 |
| 4時限目  | 15 : 10 ~ 16 : 40 |
| 清 掃   | 16 : 40 ~         |

5時限目を実施する場合は次のとおりとする。

|      |                   |
|------|-------------------|
| 5時限目 | 16 : 50 ~ 18 : 20 |
| 清 掃  | 18 : 20 ~         |

(欠席・遅刻・早退・欠課)

第4条 1日の受講すべき授業のすべてを出席しなかった場合は欠席とする。2 始業時刻後に教室に入った場合は遅刻とする。

3 終業時刻以前に退出した場合は早退とする。

4 原則として各授業時間の始めに出席者の確認を行うものとし、各授業時間の6分の5以上を受講していない生徒は欠課とする。

(欠席・遅刻・早退・欠課の届け)

第5条 やむを得ない理由で欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、事前に電話等で生徒各自にとって出欠席並びに成績を管理する教員(以下指導教員という)へ連絡しなければならない。

(欠席・遅刻・早退・欠課の免除)

第6条 本条第2項の理由により欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、「欠席・遅刻・早退・欠課扱い免除願」等に理由を記入して指導教員に提出することにより出席扱いとすることができる。

2 欠席・遅刻の免除となる理由及び添付書類は、次のとおりとする。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| (1) 忌 引   | —添付書類不要公            |
| 休日数は、次のとおりとする。  |                     |
| 父母  | 5日                  |
| 兄弟姉妹・祖父母  | 3日                  |
| 同居の家族   | 2日                  |
| その他3親等以内  | 1日                  |
| (2) 公共交通機関の遅延等  | —交通機関の発行する証明書ただし、   |
| 15分未満の遅延は証明書不要とする   |                     |
| (3) 通学用交通用具の故障  | —修理した領収書            |
| (4) 学校保健法で規定する伝染病   | —学校指定用紙             |
| (5) 就職試験受験  | —受験先の証明書又は就職指導教員の確認 |
| (6) 災害その他不可抗力の事故  | —理由書・証明書            |
| (7) クラブ等の公式試合への参加   | —添付書類不要             |
| (8) 普通自動車運転免許等を取得するために、入校日・仮免許試験(実技・学科)・卒業検定試験・本免許学科試験で欠席する場合 |                     |
| (9) その他特別な事情で校長がやむを得ない理由があると認めた場合                             |                     |

3 前項第8号に定める理由の場合は、期末試験・資格試験など学校で指定した期間を除いて、届出を提出することにより、各1回ずつ出席扱いとする。

(長期欠席)

第7条 病気等で5日以上にわたり欠席する場合には、医師の診断書又は連帯保証人の理由書を提出しなければならない。

(欠席・遅刻・早退の多い生徒への指導)

第8条 欠席・遅刻・早退が多い生徒については、本人への注意、家庭への連絡、連帯保証人との面談、校長との面談等の指導を行う。

## 試験の種類

(期末試験)

第9条 前期末及び後期末に各々期末試験を実施する。

2 各期において実施される期末試験においては、60点以上を合格とする。

(再試験)

第10条 各期において実施される期末試験において、60点未満の科目は再試験を受験しなければならない。

- 2 受験料として、1科目につき1,000円を指定納入日までに納めなければならない。
- 3 再試験において60点以上を合格とする。
- 4 再試験に合格した場合、各期の科目の点数は60点とする。

(再々試験)

第11条 第15条の年間評価において、学習意欲が十分にあり、校長が特に認める生徒は、年度末において再々試験を受験することができる。

- 2 受験料として、1科目につき1,000円を指定納入日までに納めなければならない。
- 3 再々試験において60点以上を合格とする。
- 4 再々試験に合格した場合、当該科目の点数は60点とする。

(追試験)

第12条 期末試験又は再試験・再々試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合は、受験が可能になった後直ちに受験することができる。

- 2 前項の追試験を受験する生徒は、「追試験願」に次項の添付書類を添えて、指導教員に提出し、校長の許可を得なければならない。
- 3 第1項で定めるやむを得ない理由及び添付書類は、次のとおりとする。
  - (1) 病気・負傷 一医師の診断書又は連帯保証人の理由書
  - (2) 第6条第2項第1号から第6号に該当する理由及び添付書類
  - (3) その他特別な理由により、教務課長がやむを得ないと認めた場合
- 4 成績評価は、各試験の評価に準ずる。

(受験資格)

第13条 各試験において、次に該当する者は受験資格を有しない。

- (1) 再試験料・再々試験料・その他学納金が未納の者
- (2) 試験時間の3分の1以上を遅刻した者

(各試験の評価)

第14条 各科目の評価点は、各試験の結果、随時試験の結果、実習レポート及び平常点を加味して各試験ごとに決定する。

- 2 第12条第3項に定めるやむを得ない理由なく受験しなかった場合の点数は0点とする。

(年間評価)

第15条 各科目の年間評価点は、前期及び後期試験の成績を考慮し、年度末に決定する。

- 2 成績の評価は、次の四段階で行う。

|    |   |     |    |
|----|---|-----|----|
| 0  | ～ | 59  | 不可 |
| 60 | ～ | 69  | 可  |
| 70 | ～ | 79  | 良  |
| 80 | ～ | 100 | 優  |

- 3 前第2項の他に出欠席・レポート・論文等の提出により評価する認定科目がある。

## 進級・卒業

(進級・卒業条件)

第16条 進級又は卒業条件は次のとおりとする。

- (1) 必修科目及び選択必修科目の成績評価において不可の評価の科目がないこと
- (2) 総欠課時限数が年間消化時限数の15%以内であること
- (3) 査定日現在で学納金に未納がないこと

2 第1項の進級・卒業条件を満たさない生徒は、当該学年カリキュラムを全て再履修しなければならない。

(補講)

第17条 進級又は卒業のために必要な時限数を充たしていない生徒は、その不足する時限数を補うために欠課した科目について補講を受講することができる。ただし、補講を希望する生徒は、「補講願」を提出し、校長の許可を得なければならない。

2 補講が終了した時限数については遡って出席したものと扱う。

(卒業見込証明書の発行)

第18条 卒業見込証明書の発行は、証明書発行日において卒業条件に抵触しない生徒に対して行う。

## 休学・復学・退学・編入学・転学・転入学・再入学・転科

(休学)

第19条 休学しようとするものは、その理由を記し、連帯保証人と連署した本校が定める「休学願」を校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、校長はさらに1年以内の休学を許可することができる。

3 当該学年で休学した生徒が復学した場合は、休学した学年からカリキュラムを全て再履修しなければならない。

(復学)

第20条 休学中の者が復学しようとする場合は、連帯保証人と連署した本校が定める「復学願」を校長に提出し、許可を受け年度初めから復学することができる。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その理由を付し、連帯保証人と連署した本校が定める「退学願」を校長に提出し、許可を受けなければならない。

(編入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当するもので、本校に編入学を志願する者があるときは、選考の上教育上支障がない場合、相当年次に編入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程を卒業した者

(4) 大学・短期大学に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者

2 編入学を希望する者は、校長あて、学歴に関する証明書（在学、卒業、成績、科目履修の証明書）及び住民票抄本を添付して、「編入学願」を提出しなければならない。

3 当該校長は、選考試験の上、編入学を許可した場合は、「編入学許可証」を交付する。

#### (転学)

第23条 他の専修学校に転学しようとする者は連帯保証人と連署した本校が定める「転学願」を校長に提出して、許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の「転学願」を適当と認めるときは、その理由を付し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

#### (転入学)

第24条 他の専修学校から本校への転入学を希望する者があるときは、校長は選考の上、教育上支障がない場合、転入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、校長あて、学歴に関する証明書（在学、成績の証明書）を添付して「転入学願」を提出しなければならない。

3 校長は、転入学を許可した場合は「転入学許可証」を交付し、併せて転学前の学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。

#### (再入学)

第25条 本校に一定期間在籍した者で本校に再入学を希望する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 再入学を希望する者は、校長あて「再入学願」を提出しなければならない。 3 校長は、再入学を許可する場合は「再入学許可証」を交付する。

#### (転科)

第26条 生徒が転科をしようとするときは連帯保証人と連署した本校が定める「転科願」を校長に提出しなければならない。

2 転科は、校長が特別の理由があると認め、かつ、転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限りこれを許可することができる。

3 校長は、転科を許可した場合は、「転科許可証」を交付する。

#### (学籍異動に伴う入学金及び入学検定料)

第27条 第22条から第26条に規定する学籍異動に伴う入学検定料及び入学金は、学校法人静岡理工科大学専門学校学費等納入規程に定める。

### 在籍年数

#### (在籍年数)

第28条 原則として同一学年に2年を超えて在籍することはできない。

## 賞 罰

### (褒 章)

第 29 条 校長は、他の模範となる生徒を褒章することができる。

2 学校内における各賞の対象者は、成績・出欠席及び生活指導上問題のない生徒とし、職員会議の議を経て校長が決定する。

### (懲 戒)

第 30 条 校長は、教育上必要があると認められる場合には、学則に照らし、懲戒を行うことができる。

## その他

### (規程の改廃)

第 31 条 この規程の改廃は、理事長の承認を得るものとする。

## 附 則

- |   |               |     |            |
|---|---------------|-----|------------|
| 1 | この規程は、平成 29 年 | 4 月 | 1 日より施行する。 |
| 2 | この規程は、令和 3 年  | 4 月 | 1 日より施行する。 |
| 3 | この規程は、令和 4 年  | 4 月 | 1 日より施行する。 |